【通知】指定障害者支援施設の指定の一部の効力を停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日 法律第 123 号、以下「法」という。)第 50 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の一部の効力を停止した。

令和6年4月3日

神奈川県知事 黒岩 祐治

開設者の名称	事業所の名称	事業所の 所在地	指定の一部 の効力の停 止を行う期 間	サービスの種類
社会福祉法人かなが わ共同会 理事長 山下 康	愛名やまゆり園	厚木市愛名 1000	令和6年 4月3日~ 同年10月 2日	施設入所支援 生活介護

※詳細については、神奈川県ホームページに記者発表資料を掲載しております。

【掲載場所】

- ○神奈川県ホームページ
 - ⇒記者発表
 - ⇒県政記者クラブ 2024 年度の一覧
 - ⇒2024年4月2日 (火曜日)

指定障害者支援施設の指定の一部の効力の停止について

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/documents/r4066168.html